国又は地域	単位	法第２０条第１項第１号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料
ナイジェリア	ナイラ	25,800	17,700	9,700	9,700	2,600	1,500	4,000	4,000
ブルキナファソ	ＣＦＡフラン	80,000	55,000	30,000	30,000	8,000	4,500	12,500	12,500
ベナン	ＣＦＡフラン	80,000	55,000	30,000	30,000	8,000	4,500	12,500	12,500
ボツワナ	プラ	1,140	790	430	430	110	60	180	180
マダガスカル	アリアリ	333,000	229,000	125,000	125,000	33,000	19,000	52,000	52,000
マラウイ	クワチャ	23,900	16,400	9,000	9,000	2,400	1,300	3,700	3,700
マリ	ＣＦＡフラン	80,000	55,000	30,000	30,000	8,000	4,500	12,500	12,500
南アフリカ共和国	ランド	1,330	920	500	500	130	75	210	210
モーリタニア	ウギア	44,400	30,600	16,700	16,700	4,400	2,500	6,900	6,900
モザンビーク	メティカル	4,660	3,210	1,750	1,750	470	260	730	730
モロッコ	ディラム	1,330	920	500	500	130	75	210	210
リビア	ディナール	211	145	79	79	21	12	33	33
ルワンダ	フラン	94,100	64,700	35,300	35,300	9,400	5,300	14,700	14,700

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。